平成２４年（フ）第８０４号
大阪府東大阪市金岡２丁目12番15号
債務者　コーヒーショップエフこと　本城　節子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２７号
大阪市平野区西脇３丁目１番31―705号
債務者　大浦　真愛
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４１号
大阪市西淀川区御幣島６丁目11番13号
債務者　中園　直幸
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８４号
大阪市都島区友渕町１丁目３番１―101号
債務者　尾上　廣行
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８７号
大阪市淀川区加島４丁目19番１―504号
債務者　平濵ヨシ子（旧姓里中）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９３号
大阪市生野区小路東４丁目９番25号　メゾン小路東205号
債務者　髙松　隆雄
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１４号
大阪市西成区山王１―１―15　医療法人弘仁会まちだ胃腸病院内、住民票上の住所大阪市西成区山王２丁目７番18号
債務者　溝下須美子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１２４号
大阪市平野区長吉六反５丁目６番14―306号
債務者　長尾　和義
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２５号
大阪市住之江区南港東１丁目６番２―1312号
債務者　土井美知子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２２６号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―510号
債務者　橋本　英男
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１９号
大阪府寝屋川市高宮１丁目11番19号
債務者　小林　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８４号
大阪府八尾市明美町１―２―３―606、住民票上の住所大阪府八尾市末広町２丁目４番16号
債務者　更谷　裕美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８７号
大阪市東成区中本１丁目３番25号　デッセ森の宮302号
債務者　倉鋪　　満
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８８号
大阪府吹田市山田南29番１―609号
債務者　富倉　昌隆
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９９号
大阪市北区池田町１番２―468号
債務者　中島　美佳
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５号
兵庫県三木市別所町高木70番地　県住６号棟202号
債務者　川田　哲也
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７号
神戸市灘区福住通４丁目２番18号、従前の住所神戸市灘区高羽町５丁目４番26号
債務者　中田　勝巳
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部